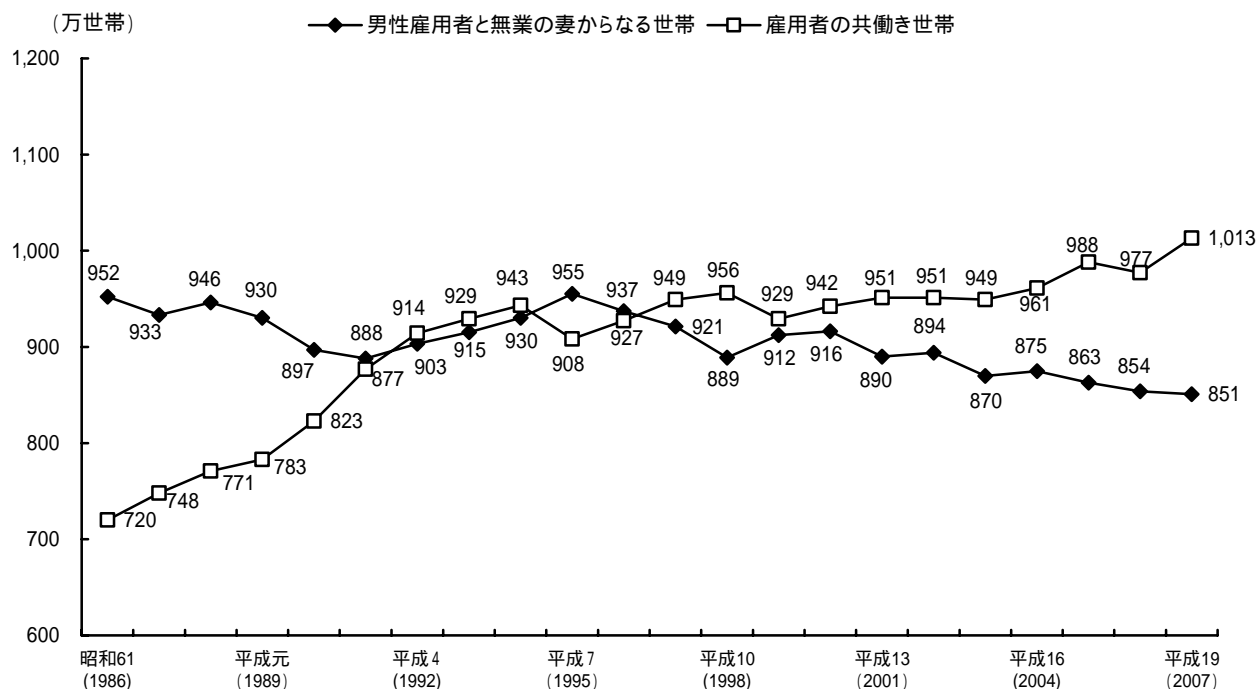


- 7 . 「仕事と生活の調和」の実現

1 . 共働き等世帯数の推移

夫婦ともに雇用者の共働き世帯数は増加傾向にある。平成 9 (1997) 年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回り、平成 19 (2007) 年では、共働き世帯数は 1,013 万世帯となっている。

図表 - 7 - 1 共働き等世帯数の推移(全国)



注 1 : 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯

注 2 : 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯

注 3 : 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細結果）」とは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意

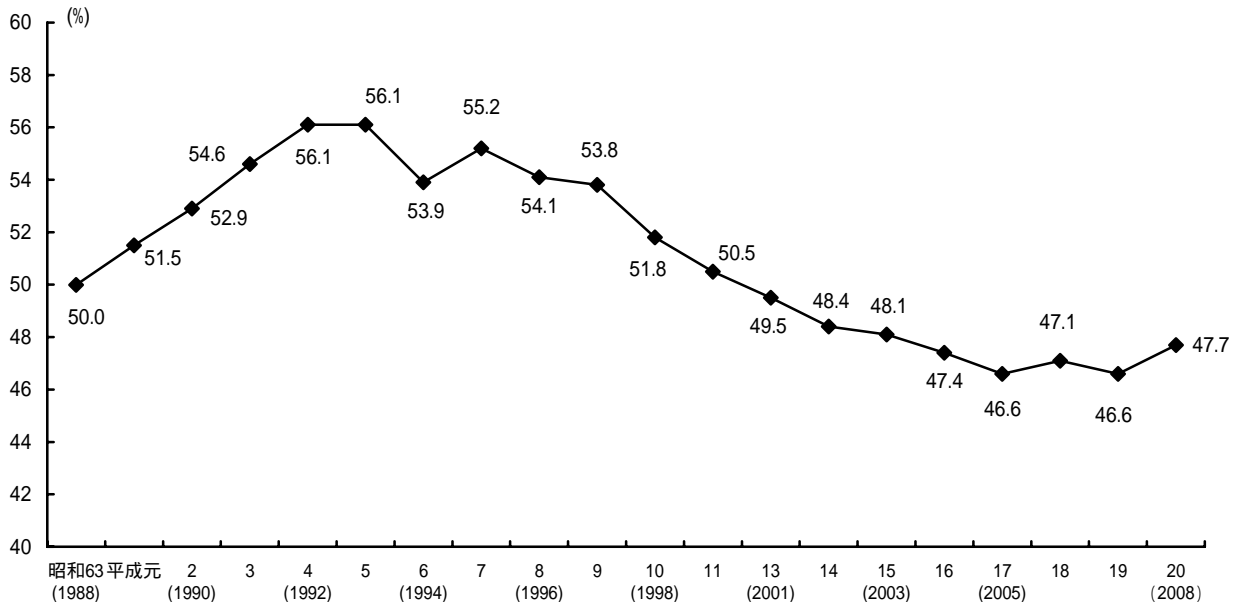
注 4 : 昭和 61 (1986) 年から平成 13 (2001) 年は総務省「労働力調査特別調査」（各年 2 月）より、平成 14 (2002) 年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成

資料：内閣府「平成 20 年版男女共同参画白書」

2. 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率

年次有給休暇取得率は、平成 4（1992）年及び平成 5（1993）年の 56.1%をピークにその後は減少し、平成 13（2001）年には 50%を割り、平成 20（2008）年には 47.7%となっている。

図表 - 7 - 2 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移(全国)



<参考> 「仕事と生活の調和推進のための行動指針（ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 平成 19 年 2 月決定）」の中で、年次有給休暇取得率を 5 年後（2012 年）に 60%、10 年後（2017 年）に完全取得とすることを数値目標として掲げている。

10 年後の目標値としての「完全取得」とは、労働者が自ら希望する留保分を考慮したものである。

注 1：平成 12（2000）年に「賃金労働時間制度等総合調査」から名称を「就労条件総合調査」と改め、調査対象期日を 12 月末日現在から 1 月 1 日現在に変更した。

注 2：「取得率」は、取得日数 / 付与日数 × 100（%）である。

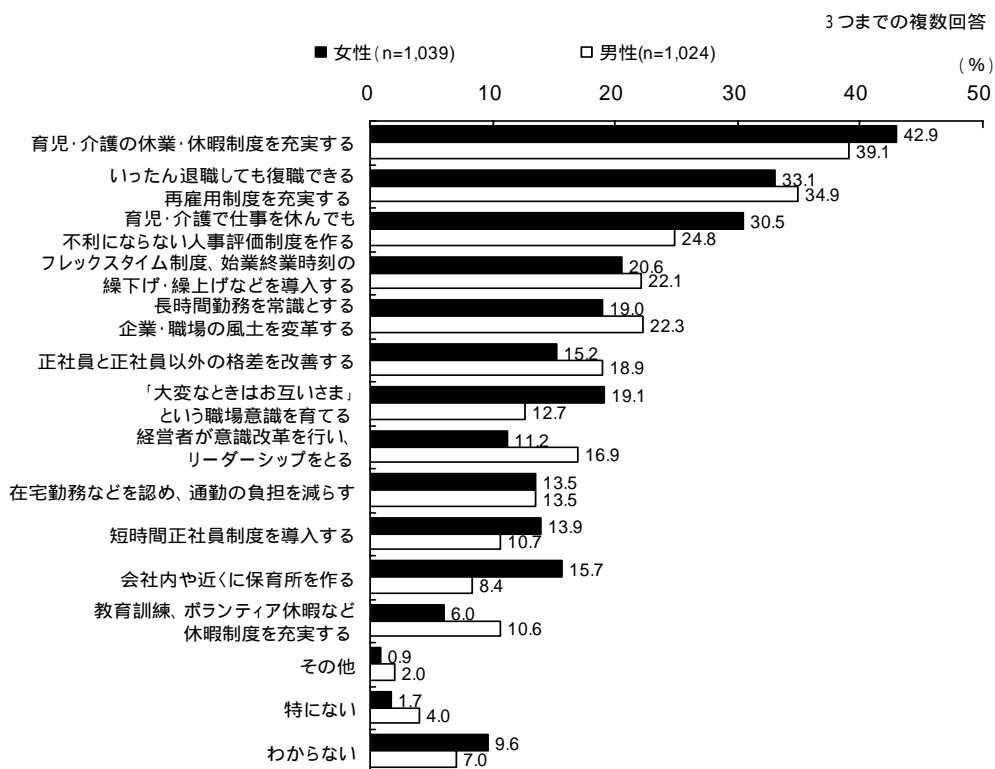
注 3：平成 19（2007）年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の民間企業」としており、平成 20（2008）年から「常用労働者 30 人以上の民間企業」に範囲を拡大した。ただし、時系列比較のため、上図の平成 20（2008）年のデータは、「本社の常用労働者が 30 人以上の民間企業」とした場合の数値を用いている。

資料：厚生労働省「就労条件総合調査」（平成 20 年度）

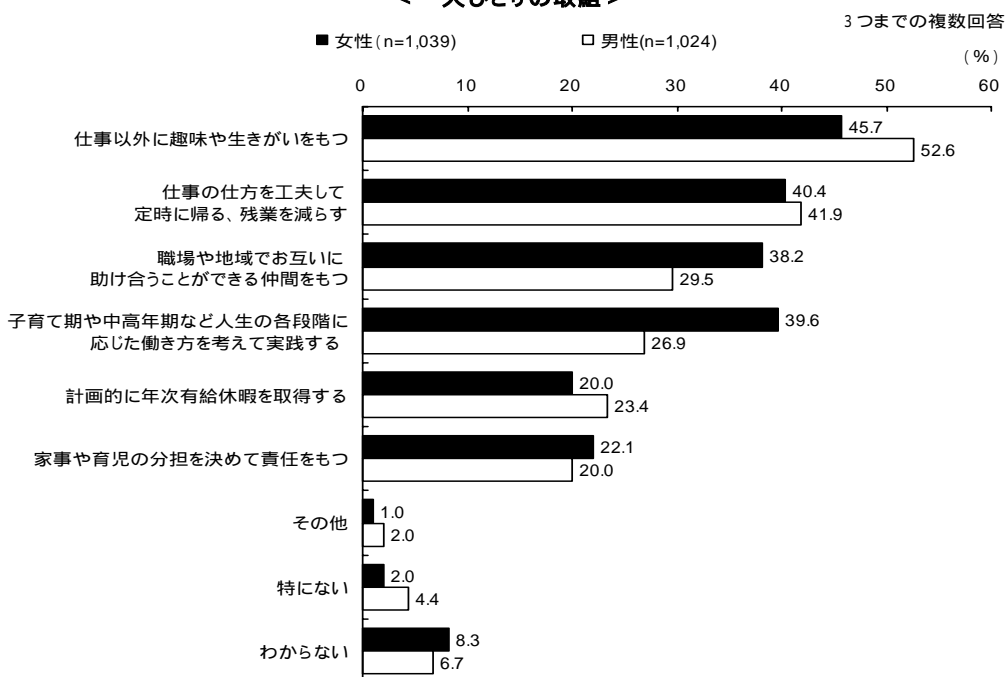
3. ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思う取組

「ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思う取組」をみると、＜企業による取組＞では「育児・介護の休業・休暇制度を充実する」が、＜一人ひとりの取組＞では「仕事以外に趣味や生きがいをもつ」が男女ともに最も多くなっている。

図表 - 7 - 3 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思う取組(都)
＜企業による取組＞



＜一人ひとりの取組＞



注：調査対象は、東京都に住む満20歳以上の男女個人

資料：東京都生活文化スポーツ局「仕事と生活の調和に関する世論調査」（平成20年）

4. 育児休業取得の状況

平成 20 (2008) 年度の女性の育児休業取得率は 90.9% であるが、配偶者が出産した男性の取得率は 1.34% と、育児休業を取得する男性は少ない。平成 15 (2003) 年度から平成 20 (2008) 年度までの変化をみると、育児休業取得率はわずかではあるが増加してきている。

図表 - 7 - 4 育児休業取得の状況(都)

	女性	男性
出産者数(男性は配偶者が出産)	2,432 人	5,465 人
育児休業取得者数	2,210 人	73 人
育児休業取得率	90.9%	1.34%

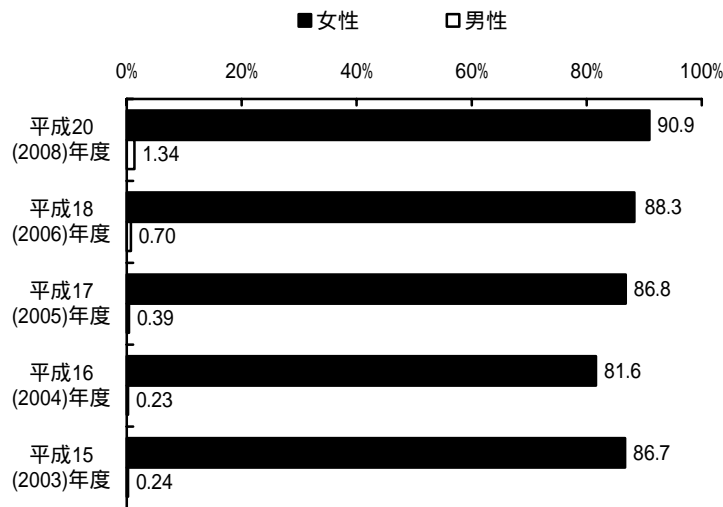
注：育児休業取得率 = 育児休業取得者 / 出産者数 × 100

出産者数は平成 19 (2007) 年 4 月 1 日から平成 20 (2008) 年 3 月 31 日までに出産した人数

育児休業取得者数は、上記のうち、平成 20 (2008) 年 9 月 1 日までに育児休業を開始した人数

資料：東京都産業労働局「平成 20 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 - 7 - 5 育児休業取得率の推移(都)



注：平成 19 (2007) 年度はデータなし

<参考> 「仕事と生活の調和推進のための行動指針(ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 平成 19 年 2 月決定)」の中で、男女の育児休業取得率を 5 年後(2012 年)に女性 80%、男性 5%、10 年後(2017 年)に女性 80%、男性 10% とすることを数値目標として掲げている。

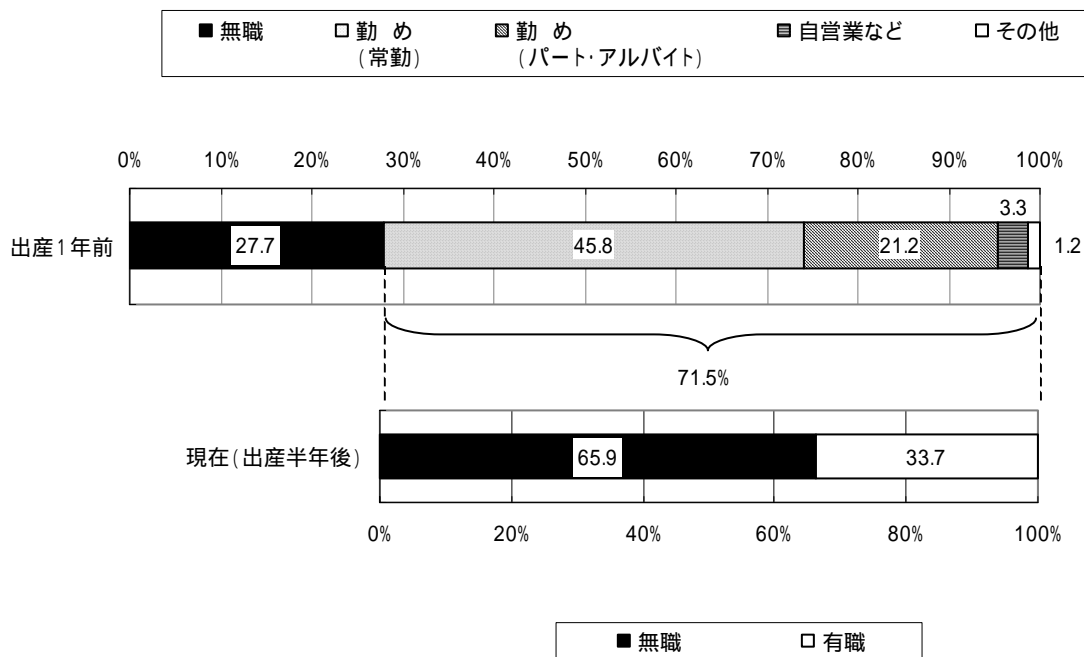
注：調査対象は、都内全域(島しょを除く)の従業員規模 30 人以上の事業所で、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の 11 業種、合計 2,500 社。

資料：東京都産業労働局「平成 20 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

5. きょうだい数1人(第1子出産の場合)の母親の就業状況

出産1年前において、常勤、パート・アルバイトなど就業している母親は71.5%であるが、出産半年後には、そのうちの65.9%は無職となっている。

図表 - 7 - 6 きょうだい数1人(第1子出産の場合)の母親の就業状況の変化(都)



注1：調査時現在、子が母と同居している場合のみ集計

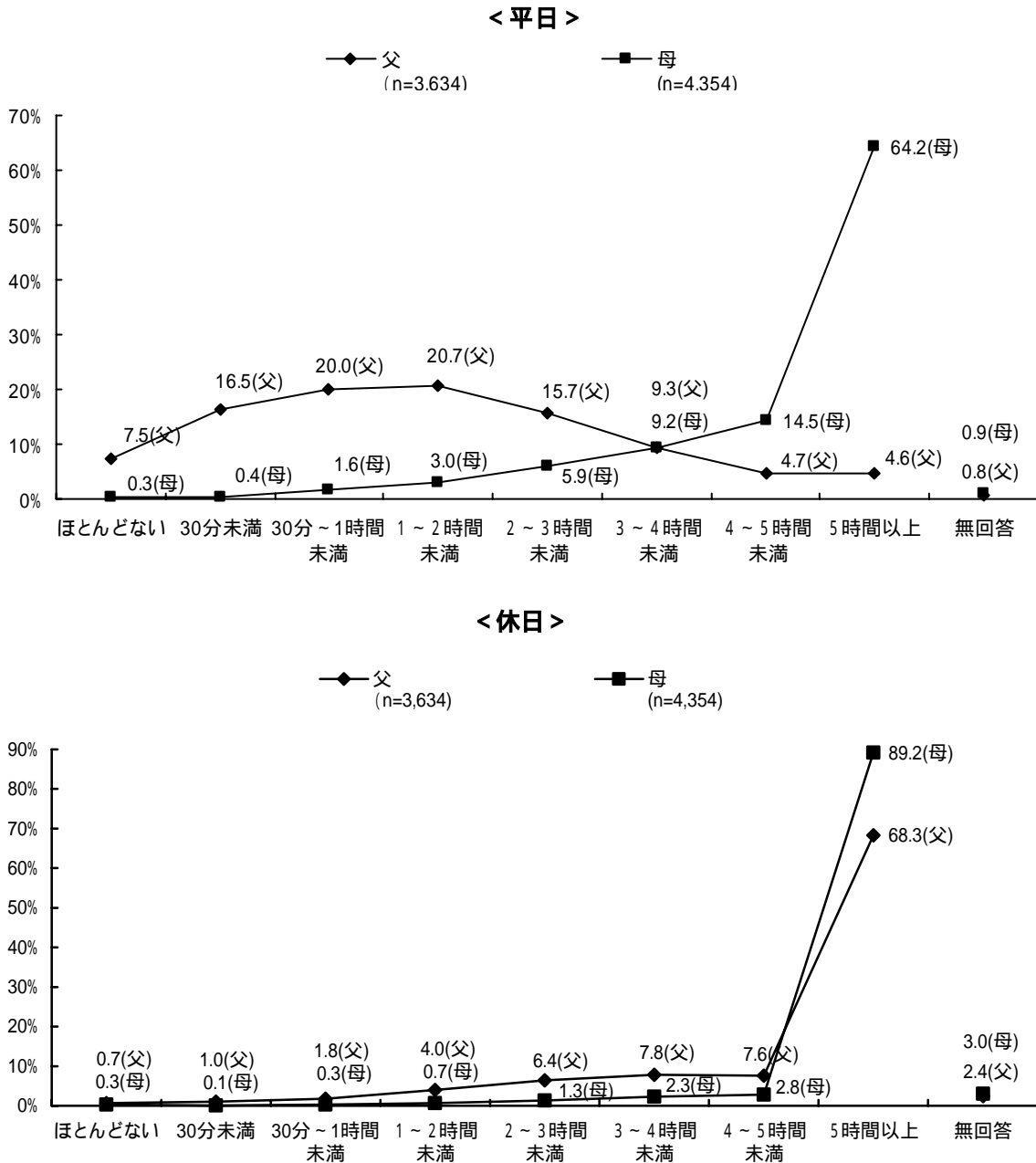
注2：総数 2,120 人

資料：東京都産業労働局「平成14年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

6. 子供と一緒に過ごす時間

子供と一緒に過ごす時間についてみると、平日では母親で「5時間以上」、父親で「1～2時間未満」が最も多くなっている。休日では父親・母親ともに「5時間以上」が最も多く、父親68.3%、母親89.2%となっている。

図表 - 7 - 7 子供と一緒に過ごす時間

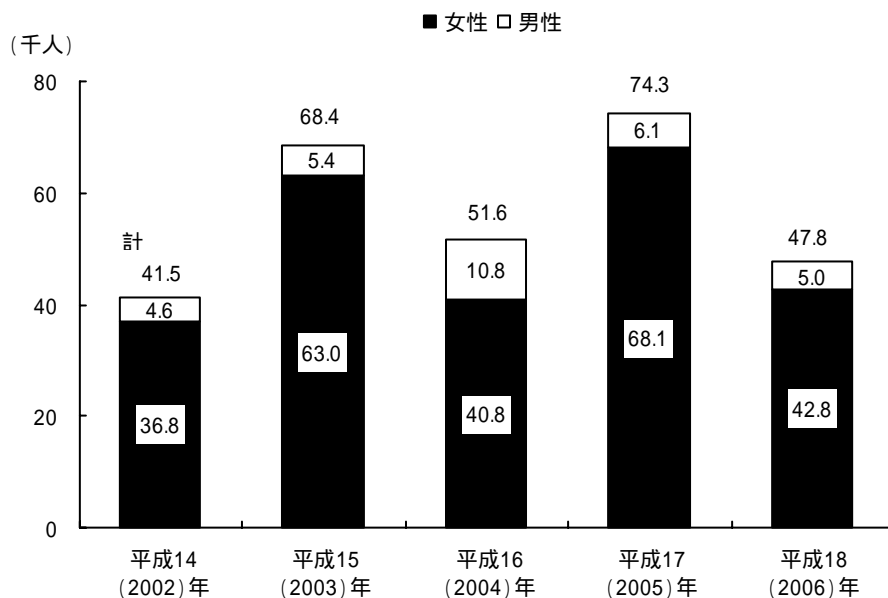


資料：東京都福祉保健局「平成19年度東京都福祉保健基礎調査『東京の子どもと家庭』」

7. 介護を理由とする離職者と女性割合

介護を理由とする離職者数は、平成18(2006)年では男女計で約47,800人おり、そのうち女性が約42,800人で9割近くを占めている。

図表 - 7 - 8 介護を理由とする離職者と女性割合の推移(全国)



注1: 「離職者」とは、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者をいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。

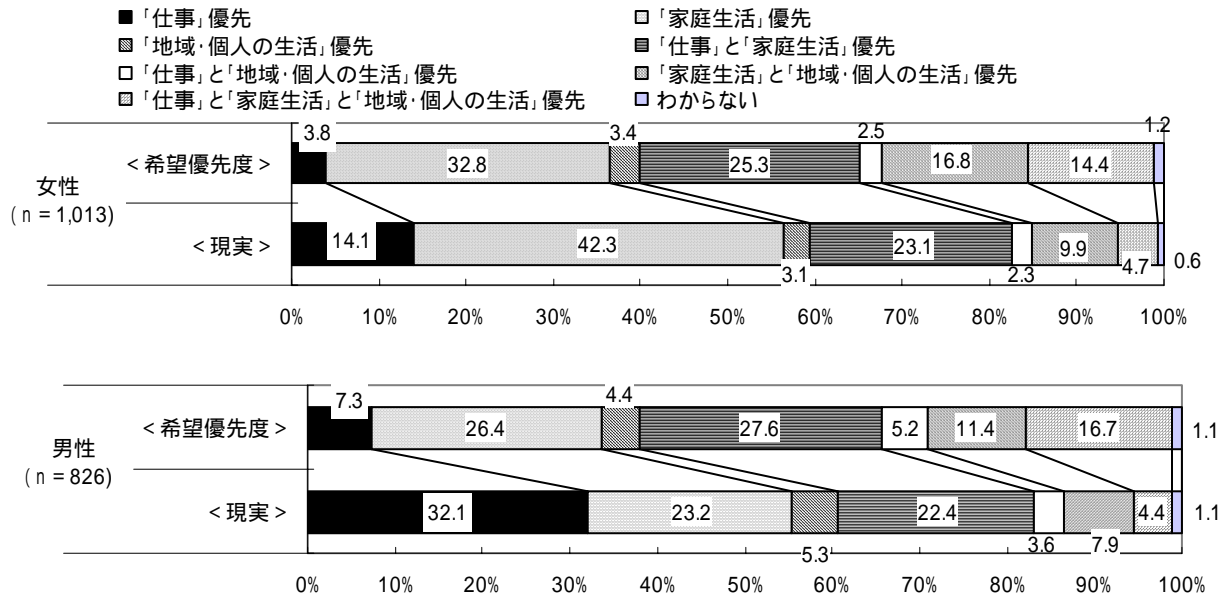
注2: 各年の調査結果は、各年の上半期調査と下半期調査の結果を合算して年計として取りまとめたものである。

資料: 厚生労働省「平成18年度雇用動向調査」

8. 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望優先度と現実

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望優先度と現実についてみると、女性は希望と現実ともに「家庭生活」が最も多くなっているが、男性は希望の最多が「仕事」と「家庭生活」優先であるのに対し、現実には「仕事」優先が多くなっている。

図表 - 7 - 9 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望優先度と現実(全国)



資料：内閣府男女共同参画局「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査の詳細結果（男女別、年齢別）について」（平成 20 年 8 月）